

家の名義が  
亡くなった親のまま  
これでいいのかしら?

相続手續が難しくて…  
誰かお手伝いして  
くれないかしら?

自分が亡くなった後、  
家族のことが心配…

遺言書って  
どうやって  
書けばいいの?

# 相続

司法書士に  
お任せ下さい!

認知症になると実家が  
売却できなくなったり、  
預金が引き出せないって本当?

# 家族信託

他にも…

相続のお悩み お気軽に  
ご相談ください



代表司法書士 林 祐司

感染症対策を実施しています。

## 個別無料相談会

4月11日(日) 予約制(限定10名)

9:00~18:00

浦和コミュニティセンター

(浦和PARCO・コムナーレ10F 第6集会室)



お気軽にお問い合わせください。

048-749-1111

メール hayashi@shihou-madoguchi.com

ホームページ <https://shihou-madoguchi.com>



【別日での相談も可能です】

年中無休 9:00~21:00

土日・祝日、夜間も対応いたします。

司法書士事務所

相続・家族信託の窓口

〒330-0061 さいたま市浦和区常盤2-17-3

●JR「浦和駅」アトレ北口改札より徒歩10分 ●JR「北浦和駅」より徒歩15分



認知症700万人時代の到来に備え、  
家族で相談を。

# 家族信託は『認知症対策』の切り札！

高齢化に伴い急増する【認知症】。妻や夫、きょうだい、そして両親や親戚など、どこのご家庭でも避けては通れない身近な問題となることが予想されます。介護だけではなく、ご自宅の売買や相続など資産管理についても重大な影響をおよぼす大きな問題ですが、認知症になってしまった後から手続きをするとなると、家族間であっても様々なトラブルが発生しかねません。

そんな認知症に伴う問題は「家族信託」によって、ほぼ解決することが可能です。

何の準備もしていないと、こんなトラブルに！！



## 「銀行口座の凍結」

認知症になってしまったら銀行口座は事実上凍結され、家族でも貯金を自由に引き出せなくなってしまいます。勝手に引き出し、自分のために使ってしまったら犯罪です。老人ホームへの入居金や月額費用を入居患者自身の財産から支払う事ができなくなってしまいます。



## 「不動産売却ができない」

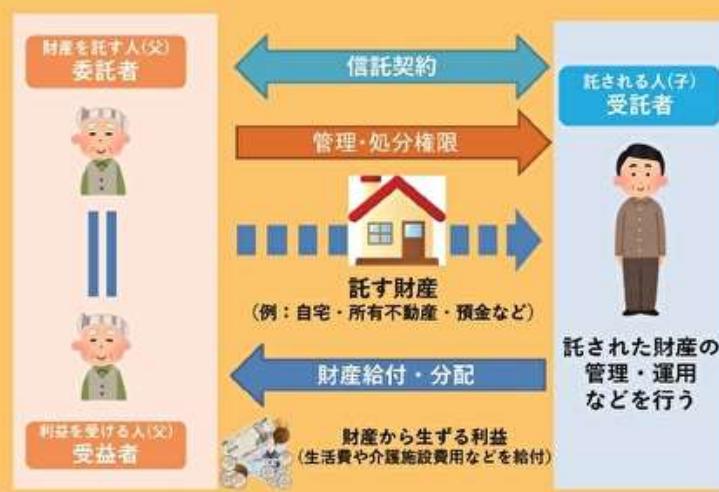
認知症になってしまったら、管理している不動産を売却しようとしても、判断能力が欠如されているとみなされ売却することができません。



## 「資産が裁判所の管理下に」

預金の引き出しから、ご自身の資金の使用用途、家族の生活費、その他法律行為は、他人の法定後見人（弁護士や司法書士による職業後見人）または任意後見監督人のもと、家庭裁判所の管轄下で行われるようになります。

### 家族信託の仕組み



父が認知症になっても預金が凍結しない、  
子が不動産を売却出来るなどのメリットがある

家族信託とは、親が元気なうちに信頼できる子に財産の管理を託すという契約です。  
※子以外が財産を管理する場合もあります。

家族信託をすると、財産の管理・運用は子に任せて、収益は親が受け取ることが出来ます。

個別相談が終わるたびに消毒などを行い、  
コロナウイルス感染予防を徹底いたします。  
安心してご来場ください。

### 司法書士プロフィール



林 祐司 (はやし ゆうじ)  
司法書士 (相続・家族信託専門)  
家族信託専門士 宅地建物取引士  
行政書士

#### メッセージ

1人でも多くの人の悩みを解決したい  
という想いから、相続・家族信託専門  
の司法書士になりました。  
皆さまのお悩みをぶつけて下さい！



牧原 裕子 (まきはら ゆうこ)  
司法書士 (相続・家族信託専門)

#### メッセージ

お客様一人一人にあったご提案ができる  
よう、「丁寧に、わかりやすく」を  
心掛けています。お気軽に何でもご相  
談ください！